

自然と人が共生するまち

広 報



あくね



——— 今月の主な記事 ———

平成18年消防出初式	2
さらなる行財政改革に向けて 行財政集中改革プランを策定	4
安全・安心まちづくり指針を策定	10
みんなのアルバム	17
くらしの情報	18

平成18年
No.709 **2月号**



園児が切り干し大根作りに挑戦！ (阿光保育園)

防火・防災への

決意新たに

— 平成18年消防出初式 —

新春を飾る消防出初式が1月8日、市民会館前広場で盛大に開催されました。出初式では、幼年消防クラブによる演技や消防署員、消防団員らによる消防操法などが披露されたほか、功労者の表彰が行われました。



無火災・無災害を願い一斉放水

表彰受賞者

※敬称略

◆市長表彰

- 企業
 - 阿久根市民病院
 - 阿久根建設株式会社
 - 古賀建設株式会社
 - 北さつま漁業協同組合

- 消防後援会
 - 中央消防後援会
 - 三笠分団後援会
 - 尻無消防後援会
 - 尾崎消防後援会

- 救助協力
 - 尻無濱勝弘
 - 松永三千年
 - 神之田求
 - 田中正二

- 優秀分団
 - 尻無分団
- 優良分団
 - 桑原城分団
 - 大川分団
 - 牛之浜分団
 - 多田分団

- 永年勤続幹部退団感謝状
 - 平田一美 (鶴川内)
 - 春田義孝 (多田)
 - 石澤勇一 (三笠)

◆消防庁長官表彰 (伝達)

- 消防団員退職第1号報償伝達者 (25年以上)

早瀬利春 (黒之瀬戸)
石澤勇一 (三笠)

- 消防団員退職第2号報償伝達者 (15年以上25年未満)

榎木悟 (三笠)
奥平一宗 (大川)
山平拓夫 (黒之瀬戸)
春田義孝 (多田)
平田一美 (鶴川内)
尾上進 (西目)
神ノ田一丸 (大川)

◆日本消防協会表彰 (伝達)

- 勤続章 (30年)
 - 田上洋 (中央)

◆県消防協会表彰 (伝達)

- 功績章
 - 神田龍太郎 (本部)
 - 白肌正 (弓木野)
 - 上鶴伸一 (桑原城)
 - 石澤正志 (黒之瀬戸)
 - 永井野勇 (尾崎)

- 精績章
 - 児玉秀則 (桑原城)
 - 谷口洋一 (尾崎)
 - 尾上進 (西目)
 - 神ノ田一丸 (大川)
 - 折橋一輝 (弓木野)
 - 田上勝美 (多田)
 - 山平健吾 (黒之瀬戸)

- 勤続章 (30年)
 - 田上洋 (中央)
- 勤続章 (20年)
 - 白肌正 (弓木野)
 - 神田龍太郎 (本部)
 - 上鶴伸一 (桑原城)
 - 石澤正志 (黒之瀬戸)
 - 永井野勇 (尾崎)

◆県知事表彰 (伝達)

- 勤続章 (10年)
 - 濱崎則和 (佐潟)
 - 牧内次雄 (山下)
 - 花田忍 (赤瀬川)
 - 青木良次 (多田)
 - 折口敏明 (折口)
 - 佐潟義彦 (佐潟)
 - 寺園聡一 (山下)
 - 尾原清美 (田代)
 - 児玉武久 (桑原城)
 - 谷口一則 (桑原城)
 - 富吉和秀 (桑原城)
 - 奥園豊志 (多田)

◆消防協会出水支部長表彰

- 勤続章 (15年)
 - 落正志 (西目)
 - 花田良一 (大川)
 - 花木達矢 (大川)
 - 中園哲朗 (鶴川内)
 - 八郷優行 (黒之瀬戸)
 - 岩崎展幸 (中央)

- 優良団員
 - 貴島裕一 (多田)
 - 寺下登志嗣 (三笠)
 - 磯畑章 (大川)
 - 牟礼鉄男 (牛之浜)
 - 園田豊 (中央)
 - 猿楽浩士 (中央)
 - 新町博行 (中央)
 - 中面真幸 (多田)
 - 福田昭次 (佐潟)
 - 牛之浜幸男 (牛之浜)
 - 倉村和広 (山下)

◆団長表彰

- 勤続章 (10年)
 - 川畑行雄 (大川)
 - 坂元和久 (赤瀬川)
 - 篠原真也 (三笠)
 - 若松一俊 (折口)
 - 谷口幸次 (尾崎)
 - 大石幸三 (鶴川内)
 - 淵上幸一 (黒之瀬戸)
 - 別府和則 (折口)
 - 下澤克宏 (古里)
 - 濱崎行雄 (佐潟)
 - 若松栄一 (山下)
 - 中平誠一郎 (多田)
 - 石原公人 (桐野)
 - 佐潟輝久 (佐潟)

阿久根消防署からのお知らせ

■春季火災予防運動について

春季火災予防運動が3月1日(水)から7日(火)までの7日間実施されます。この季節は火を使う機会が多くなり、空気も乾燥しますので、火を使う際には十分注意しましょう。

火を使う時は、その場を離れない

火を消した時は、完全に消えていることを確認する

風が強い時は、たき火をしない

出かける前や寝る前に火の元を確認める

【防火標語】あなたです 火のあるくらしの 見はり役

■住宅用火災警報器について

住宅火災による死者を減少させるために住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました！

【新築の住宅】平成18年6月1日から

【既存の住宅】平成23年5月31日までに



住宅火災による死者のほとんどは逃げ遅れによるものです。住宅用火災警報器等は、熱や煙を感知して居住者に警報音で火災の発生を知らせる機器です。住宅用火災警報器等を設置する場所は、国の基準では「寝室」や「階段」と定められています。

*各地で悪質な訪問販売（不適正な価格・無理強い販売など）が報告されていますのでご注意ください。

※問い合わせ先

阿久根地区消防組合警防課予防係 ☎（72）0119

■動力噴霧機とメガホンをコミュニティ事業で整備

財団法人自治総合センターが行う全国宝くじ普及広報事業による助成を活用し、自走動力噴霧機一式とメガホン30個が市に整備されました。災害時の地域コミュニティにおける消火活動や情報伝達などの活用が期待されます。



災害時の情報伝達や避難誘導に不可欠なメガホン



山火事等の災害において有効な自走式動力噴霧機



「人員、機材異常なし！」（器械器具点検）



火の用心を呼びかける可愛い演技（幼年消防クラブ）

文化財を火災から守ろう！



南方神社で放水訓練する消防署員

1月26日、文化財防火デー（*）にちなんだ防火訓練が南方神社（波留区）で実施されました。訓練には地域住民など約50名が参加し、避難訓練や消防署員による放水などが行われました。

*昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損する事件が起きました。貴重な文化財を確実に次代へ受け継いでいくため、毎年1月26日は文化財防火デーと定められています。

さらなる

行財政改革に

向けて！

阿久根市行財政集中改革プランを策定

国は平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体に対して、より一層積極的な行政改革の推進に努めることを求めてきました。その中には、すべての地方自治体が計画期間や策定内容を統一し、具体的な数値目標を設定した「集中改革プラン」を策定し平成17年度中に住民に公表することが盛り込まれています。

阿久根市では既に平成17年2月に「阿久根市行財政改革チャレンジプラン」を策定公表し、具体的な数値目標を定め行財政改革の推進に取り組んでいます。国の策定した指針に沿った「集中改革プラン」として新たに策定しましたのでお知らせします。

阿久根市行財政集中改革プラン

当市では、以下のことを基本に「阿久根市行財政集中改革プラン（以下「市集中改革プラン」という。）」を策定し、行政の組織・運営全般について、再度職場の総点検を行い、行財政改革を着実に推進します。

○市集中改革プランは、阿久根市行財政改革チャレンジプラン（第三次阿久根市行政改革大綱、実施計画、第二次長期財政計画及び定員適正化計画の総称。以下「市チャレンジプラン」という。）に掲げる方針と矛盾がないようにしながら、市チャレンジプランの実現に向けて継続して取り組むこととなる事項と、新たに市集中改革プランで取り組む事項を掲げるものとする。

○市集中改革プランは、地方公営企業（水道事業）に関することも含めて策定し、阿久根市行政全体を一体的に改革していくためのプランとする。

○現在の各種計画については、当面は現行のまま引き続き実現に向けて積極的に推進しながら、市集中改革プラン実施期間中に早急に見直しを行い、市

集中改革プランと矛盾のない新たな各種計画を策定するものとする。

○市集中改革プランの実施期間は、平成17年度から平成21年度までの5力年間とし、掲げている具体的な取組目標の期間内実現に向けて積極的に推進する。

○市集中改革プラン及び新たに策定する各種計画についての総合的で組織的な推進を図るため、庁内の行政改革推進本部において全庁的な取組と進捗管理を行い、住民の代表者等からなる行政改革推進委員会等の審議や意見等を踏まえるとともに、市集中改革プランの推進状況について、行政改革推進委員会に定期的に報告する。

○市集中改革プランは、「広報あくね」や市のホームページ等を通じて住民に公表するとともに、その推進状況についても併せて公表し、公表結果に対する住民の意見等を将来の行財政運営に反映させる。

具体的事項

※各事項の後に表記してある括弧書き6桁の数字は「第三次阿久根市行政改革大綱実施計画」の整理番号です。

1 事務・事業の再編、整理、廃止・統合

新たな時代の変化に伴い複雑・多様化する市民の社会的要求や要望に柔軟に対応するため、事務・事業については水道事業に関するものも含め、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率・効果等を考慮し、再編・整理、廃止・統合を図ります。また、民間委託化できるものがないかすべての事務・事業について検討します。そのために、次の事項について取り組みます。

(1) 学校規模の適正化（110204）
少子化による児童・生徒数の減少に伴い、市内小・中学校の規模適正化について研究・検討をすすめ、統廃合の実現を図る。

(2) 消防団組織の再編成（210301）
現在の21分団を、1分団につき市民1,000人・500世帯以上を管理目標とし、1車両8人体制を基本とした大字単位の8分団に再編し統合、広

域化する。

(3) 支所、出張所の運営（110401）
地域に密着した施設であるが、利用者数の現状と住民の行動範囲の拡大及びITの進展等を考慮し、職員等配置での事務処理についての見直しを検討する。

(4) 審議会等及び委員
審議会や委員会は、その必要性を精査し、整理・統合を進め、その構成委員等は必要最小限に努め、非常勤職員の要否について検討する。また、引き続き女性委員の登用に努める。

(5) 補助金等の整理合理化
団体運営補助金、各種事業補助金等は、ますます厳しさを増す財政状況を考慮し、受益者負担という基本理念に立ち返り、次のような思い切った見直しを行う。
ア 廃止（120101）
イ 削減又は停止（120102）
ウ 国県補助事業における事業補助金のうち、市単独上乗せ分の削減（120103）

(6) 受益者負担の見直し
ア すべての施設における使用料の見直し（120201）
イ 手数料及び水道料金等の見直し（120202）

ウ 事業実施による受益者負担の見直し（120203）

エ 減免措置の見直し（120204）

(7) 行政評価制度の活用と各種事業の見直し（420101）

すでに導入している行政評価を積極的に活用して費用対効果を検討し、事業の見直し及び廃止等を行う。国や県の補助事業が廃止・統合される中で、単独事業を含めすべての事業について、次のような見直しを行う。

ア 福祉関係経費が増大する中で、各種福祉事業の中で扶助を受ける対象者の適正な把握と効率的な事業の執行に努める。

イ 交流人口の拡大を図る各種イベントの活性化対策を検討する。

ウ 単独事業については、その効果を把握し、成果が上がっていないものや必要性のないものについては廃止し、整理・縮小を行う。

エ 事業等の委託料については、積算根拠を厳格に精査するとともに、公共工事に関する設計等については、極力内部設計を行う。

(8) 行政事務連絡員制度の効率的な運用を検討する。（120401）

(9) 事務の見直し
ア 庶務事務の見直し（120501）
現在、給与支給、旅費計算等は1

元化されているが、今後は賃金、物品等も一元管理とし、一般財源の歳出の縮減を図る。併せて、民間委託できないか検討する。

イ 各課の共通事務については、次のような集中的な管理・機構を検討する。

i 税・公共料金等未納者情報等の一元化を図り、滞納者に対応するための収納体制の充実を検討する。（120301・120302・120502）

ii 各種証明書等の発行について、ワンストップサービスなどの実現に向けた総合窓口の設置を検討する。（210201・510101・510201・510203）

iii ICカード等の普及状況と費用対効果を検証しながら、証明書等の自動発行システムの導入を検討する。（510202）

ウ 事務分掌の見直し
前例をそのまま受け継ぐような業務分担を廃止し、住民の社会的要求や要望への的確な対応及び迅速な意思決定がなされ、個々の職員の責任と権限が明確となる組織編成を目指し、各課、各係の統廃合を推進する。併せて、各課等で既存の事務分掌の見直しを行い、年度ごとに課等の組織目標を設定し、その目標に応じた職員配置を

行う。また、各事務事業処理のマニュアルを作成する。

工 職員の健康管理

人材活用を推進する中で、職員の健康管理は喫緊の課題である。特にメンタルヘルス維持のためには日常の管理、ケアが必要であり、専門的な職員を配置し、職員の健康管理に努める。

(10)施設の管理業務を検討し民間委託化に取組むため、組織・機構の見直しをすすめる。

(11)住民サービスの向上を図るため時差出勤制度等の導入へ向けた取組を推進する。(210202)

(12)政策形成能力、創造的能力を有する意欲ある人材を育成するため、人材育成基本方針に基づき明確な研修目標のもとに効果的な研修を推進し、施策の企画立案、実施に携わる職員の能力開発のために、以下の研修を積極的に実施する。

ア 一般研修(市町村職員研修協会等)

i 階層別研修(410101)

ii 行政実務研修(410102)

iii 専門研修(410103)

iv 政策形成能力研修

(410104)

v 接遇研修(410105)

イ 派遣研修

i 市町村アカデミーへの派遣研修(410201)

ii 先進都市派遣研修(410202)

iii 県、他機関及び異業種への派遣研修(410203)

ウ 自主研修

i 課内での各担当の業務の研修

ii 他課の業務の研修

iii 講師の登録制度の導入(410301)

(13)情報の共有化による業務改善や地域への情報提供

ア 行政内容の情報共有化の一層の推進を図り、パソコン処理での基幹業務の精査を行い、支所・出張所の業務サービスの向上に努める。(520101・520105・520106)

イ 地域の情報化に取り組む。(520102)

(14)行政の公正の確保と透明性の向上

ア 情報公開制度の一層の推進や正確で迅速な情報提供の充実に努める。(520203)

イ 市のホームページについては、住民に市政を正しく理解してもらうため、そのあり方について検討する。(520201)

ウ 入札制度のあり方について検討する。

(520202・520204)

(15)行政手続等の簡素化

ア 事務の簡素化・効率化を積極的に進め、正確で迅速なサービス体制を整える。

イ 公共的機関等における住民票等の交付、税金・各種料金等の収納を検討する。(520301)

2 民間委託の推進(指定管理者制度の活用を含む)

当市では、これまでも民間委託や指定管理者制度導入など民間活力を積極的に活用してきましたが、より一層の行政サービスの向上と業務の効率化を図るために、今後も民間委託、指定管理者制度、PFI、民営化、民間化等を積極的に導入するための検討を推進します。そのために、次の事項について取り組みます。

(1)保育所運営(110101・110102・110103)

公立保育園3、私立保育園4の施設で幼児保育が、2幼稚園で幼児教育がなされており、私立保育園・幼稚園の運営にも努力がなされてきた。

しかし、少子化時代の本格的な到来の中で、当市においても保育園、幼稚

園に定員割れが生じている状況である。また、国において公立保育園に対する補助金の見直しが実施されるなど、保育行政のおかれている情勢は大きく変化してきている。このようなことを考慮し、公立保育園については公設民営化又は民間化等の民間活力の導入を検討する。

(2)公立学校運営

ア 学校図書館(室)の運営

(110201・110302)

全国の小・中学校で読書推進活動が取り組まれており、その効果が期待されている。当市においても、図書専門的な知識を有する者を配置し、児童生徒の読書向上を図るとともに、図書の有効活用を図るために、市立図書館を拠点としたネットワーク化を進める。そのために、有資格嘱託職員配置及び委託化をより一層推進する。

イ 学校給食(110202)

平成14年4月から給食センターが開設され、平成17年4月からは市立学校の給食はすべてセンターから配送された。今後は、平成21年度をめどに民間委託化の実現に向けた検討を推進する。

ウ 学校用務員制度(110203)

学校用務員は、全校に職員又は嘱託・臨時職員を配置してきているが、学校の安全確保を図り、さら

に地域コミュニティ活動との連携も視野に入れ、将来は委託化を検討する。

(3) 公用車の運行 (110501・110502)

旅費削減のため職員自ら運転できる公用車両台数の確保を図り、利用促進に努める。また、特殊車両等については、必要最低台数を保有し、運転業務は委託化を検討する。

(4) 農林業振興センター及び栽培漁業センターの運営については、委託化の検討を行う。また、水産振興センターの活用の見直しを図る。(620204・620205・620206)

(5) PFIを活用した公共事業の導入を検討する。

(6) 会館等公共施設の設置及び管理運営

市有施設等の設置及び管理については、市民福祉の向上や地域の活性化を図る観点から、計画等について十分な検討を行い、その設置目的を明らかにするとともに、住民の協力を得ながら、効率的な管理運営に努めることを基本として、次の事項について取り組む。

ア 普通財産については、有効利用を考慮し売却等を含めて適正な財産管理に努める。(610101)
イ 市有施設に関する日常の保守管理

等については、集中委託化を検討するとともに、施設の延命化を図るため、計画的な修繕に努める。(620101)

ウ 公共施設については、複合的・多目的な利用を促進するとともに、公の施設にあつては指定管理者制度の導入を積極的に検討する。(620301)

エ 住民参加の開かれた市政の推進を図り、NPOやボランティア組織等との協働による管理運営に努める。(620401)

3 定員管理の適正化

これまで、当市では定員適正化計画を策定し、計画に基づき定員管理を実施してきたところであります。今後は、市集中改革プラン実施期間中に職員の大規模退職を迎えること等を踏まえつつ、定員モデル職員数や類似団体等職員数等との比較検討を行い、引き続き計画的な職員数の抑制に取り組み、平成22年度当初では、平成17年度当初と比較して11・54%（水道事業を含む）の純減を目指します。(310101)

(1) 平成17年4月1日と比較し、平成22年4月1日における職員数は、11・54%、33名の純減（水道事業を含む）を目標とする。

定 員 適 正 化 計 画

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年 度 当 初 職 員 数 (人)	286	287	285	276	261
年 度 内 退職予定者数(人)	3	6	13	19	12
年 度 内 採用予定者数(人)	4	4	4	4	4
増 減 数 (人)	1	-2	-9	-15	-8
増減数累計(人)	1	-1	-10	-25	-33
年 度 末 職 員 数 (人)	287	285	276	261	253
平成17年度当初 との増減率(%)	-	-0.35	-3.50	-8.74	-11.54

(2) 定員適正化計画の着実な推進と合わせて、常に年齢別、分野別職員数等を把握し、適正な人員配置を目指す。

(3) 職員数の削減と合わせて、住民の社会的要求や要望への迅速で的確な対応を可能とする組織編成を検討し、実現を目指す。

(4) 市集中改革プラン実施期間中の定員適正化計画は次の表のとおりとする。
なお、市集中改革プランでは、平成17年度での実績に応じた数値の掲載としたため、市チャレンジプランで公表した定員適正化計画の各年度の数値と違いがある。

4 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)

当市における給与については、これまでに策定されてきた計画に基づき、全職員の12月延伸をはじめ、退職時の特別昇給の廃止、55歳昇給停止の設定、特別職及び管理職の役職加算の減額、管理職手当の減額、特殊勤務手当の一部廃止、通勤手当・住居手当の見直し、さらに特別職及び職員の給料の削減などを実施し、給与の適正化に努めるとともに、総人件費の抑制を図ってきた。今後も、職員の給与制度については、市民の納得と支持が得られる制度であること、併せてその水準及び運用の適正化が求められていることから、国における給与制度改革を見据えつつも、当市のおかれている財政状況を十分考慮した給与制度を構築していく必要があります。

(1) 給与等適正化(320305・320306)

ア 人事評価制度の導入を図り、業務意欲を向上させる昇給昇格制度の見直しを行う。(320101)

イ 各種手当については、引き続き支

給の是非を含めて、必要に応じ見直しを行う。(320301・320302・320303)

(2) 定員・給与等の状況の公表

定員・給与については、その状況を適時「広報あくね」に掲載し、市民に公表しているが、今後は、国の示す基準に基づき、より市民にわかりやすい内容での公表に努め、併せてホームページへの掲載などによる公表を行う。

(3) 福利厚生事業

当市における職員の福利厚生事業は、主に職員の会費と市からの負担金で運営している職員互助会において事業をすすめているが、その内容については、市民の理解と支持が得られるものであることが必要であると認識し、事業内容の公表を積極的に行い、引き続き適正な事業の実施に取り組む。

5 第三セクターの見直し

第三セクターは、その時々時代背景から生じた要請を受けて設立され、市の行政政策と密接に連携しながら、公共サービスの提供主体の一つとして重要な役割を担ってきています。今日では、地方自治法改正により指定管理者制度が導入され、公の施設の管理に民間事業者等の参入も可能になるな

ど、第三セクターを取り巻く情勢は大きく変化し、事業基盤に大きく影響を及ぼす事態となっており、まさに第三セクターそのもののあり方が問われています。

当市では、第三セクターの役割等を再検討し、課題を明らかにしながら、市の関与のあり方も含めて、必要に応じ見直しをすすめます。なお、当市における関与法人(出資比率25%以上の法人)の内訳は平成16年度末時点では、「財団法人阿久根市美しい海のまちづくり公社」(出資比率100%)、「株式会社阿久根食肉流通センター」(出資比率44・7%)及び「阿久根市土地開発公社」(地方公社)の3団体です。

〈各団体共通事項〉

(1) 外部監査等の導入

外部による監査体制の導入を検討し、常に正確な経営状況を把握し、適正で良好な経営体質の強化を図る。

(2) 経営状況等の公表

事業内容、経営状況、公的支援の状況等については、議会への説明のほか、市民に対してもホームページ等を活用するなど、わかりやすい内容での情報公開に努める。

(3) 給与、役職員数の見直し

各団体におけるこれまでの経営状況

等では、給与、役職員数ともに過大、又は不適切であるものはないと判断しているが、常に経済情勢等を把握し、情勢分析を怠らず、機に応じた取組を行う。

(4) 専門部署の設置

第三セクター等についての事業内容、経営状況等の把握及び民間譲渡や完全民営化、組織機構のスリム化等の検討を、団体の種類、業種に関わらず総合的に取り組む専門部署を市に設置する。

〈各団体個別事項〉

(1) 財団法人阿久根市美しい海のまちづくり公社

ア 指定管理者制度に対応するため、自主事業の積極的導入を図れる体制づくりを推進し、職員能力の向上を目指し必要な研修等を実施する。

イ 市場競争原理の一層の導入を図るため、事務局職員に民間事業者のノウハウを持った人材の採用を検討する。

(2) 阿久根市土地開発公社

ア 長期保有の土地については、市と協議の上、計画的で早急な処分を検討し、財務状況の健全性を維持、向上させる。

イ 中長期的な財産処分計画を策定

し、設立目的に沿った事業運営を維持する。

(3) 株式会社阿久根食肉流通センター

設立以来、阿久根市における畜産業の主要機関としての役割を十分に発揮し、産業の振興及び地域の発展に貢献している現状を、今後も維持し、さらに向上するため、引き続き連携を強化し事業の推進を図る。

6 経費節減等の財政効果

当市では、第三次行政改革大綱実施計画を平成17年2月に策定し、行政改革を推進する上での経費節減等における財政効果見込額を算定し、その内容を市民にも公表して取組をすすめています。市集中改革プランにおいても、この実施計画に基づき、財政効果見込額の達成と拡大を目指して、より一層の取組を強化します。

7 その他

(1) 地方公営企業の健全化

当市における地方公営企業は、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の民間的経営手法導入の是非を含め、社会経済情勢の変化を適切にとらえた上で、地方公営企業として自治体が直

接実施する必要性についても検討する。また、どの場合であつても、より一層の自立性の強化と経営の健全化を図る必要があることから、次に掲げる事項を積極的に取り組むこととする。

ア 中期経営計画を策定する。

イ 特別催告、夜間徴収等を実施し収益確保に努める。

ウ 施設管理業務の委託化

エ 包括的な業務委託等の導入による効率化の検討

オ 安定供給のために必要な水道料金の改定

カ 組織体制の見直し

キ 企業会計システムと水道配管図等を電子化することを検討し、事務の効率化、経費の削減を推進する。
(120503・520104)

(2) 地域協働の推進

区、ボランティア、NPO等の地域住民による自主的な活動に対する援助や活動場所の提供など、活動主体との連携、協力を積極的に取り組む。

*「阿久根市行政改革チャレンジプラン」や、今回掲載した「阿久根市行政集中改革プラン」などは市ホームページでもご覧いただけます。

※問い合わせ先

行政改革推進室

☎(73) 1211 (内線1611)

番所丘公園・阿久根大島公園の管理運営に指定管理者制度導入

指定管理者制度とは、多様化する住民要望に効果的、効率的に対応するために、民間事業者のもつ技術や経験などを広く活用し、サービス向上、行政コスト縮減を目的として、NPOや株式会社等の民間事業者も参入できる制度です。既にこの制度を活用して市立図書館と郷土資料館で指定管理者による管理運営が実施されています。今回新たに4月1日から番所丘公園と阿久根大島公園の管理運営についても同制度を導入します。

各施設の指定管理者は次のとおりです。

施設名	指定管理者となる団体
番所丘公園	財団法人 阿久根市美しい海のまちづくり公社
阿久根大島公園	株式会社 日本水泳振興会



番所丘公園



阿久根大島公園

※問い合わせ先 阿久根市 ☎73-1211 (代表電話)

【担当課】

- ★制度について 行政改革推進室 (内線1611)
- ★番所丘公園について 都市建設課 (内線1125)
- ★阿久根大島公園について 水産商工観光課 (内線1111)

阿久根市安全・安心まちづくり指針を策定

市では、「阿久根市安全・安心まちづくり指針」を策定しました。これは、市民・防犯団体・事業者・市・警察が主体的に進めている安全・安心のまちづくりの取組を尊重しつつ、犯罪防止のため相互の連携を深め、より効果的、総合的な活動に発展させるために策定されたものです。

広報誌では、その基本指針についてお知らせします。

■ハード面の対策

犯罪の発生を未然に防ぐために、住宅、学校、公園や道路などの構造・設備等の点検を行い安全の確保を図るとともに、防犯設備の改善に向けた防犯情報の提供を行い、防犯性の高い建物の普及を促し、犯罪に強いまちの環境を整備する。

(1) 住宅対策

犯罪の発生を未然に防ぎ、安全で安心した生活が営めるよう、防犯効果の高い住宅の普及に努める。

①既存の住宅については、警察署に協力を求めながら「防犯対策」についての情報提供をするともに、防犯診断を促すなど防犯効果が向上するよう積極的に推進する。

②新たに住宅を建設する市民等に防犯の必要性を訴えるリーフレットを配布するとともに、防犯性の高い住宅の建設を促進する。

③共同住宅の死角をなくすために、樹木の適正な植栽位置や定期的な剪定を管理者に求めるとともに、共用廊下や

玄関等に死角となる物が置かれることのないように、管理団体や入居者に協力を求め、見通しの確保に努める。

④別途定める基準に基づく宅地開発においては、事業者が安全・安心まちづくりの視点に立った計画の徹底を図る。

(2) 事業・商業施設等の防犯対策

施設及び敷地の安全対策については、警察の協力を得て、地域で共同して点検、検証し、店舗等の防犯力を高め、安心して買い物ができる商店街づくりを促進する。

①別途定める基準に基づく建物を新築等する場合、建築確認又は開発指導の事前協議の際に、犯罪を防止するための設備の設置等について指導し、防犯力の高い建物の普及を目指す。

②既存施設所有者・管理者に対し、安全面・防犯面の対策を講ずるよう情報提供等により促し、犯罪の未然防止に努めるよう指導する。

③商店街内の施設における空き店舗については、侵入による放火などの危険性や青少年などの溜まり場となることから、施錠するなどして環境整備に努めるよう指導する。



④安心して歩ける商店街に向けて、安全パトロールの実施や街路灯の保守点検及び必要に応じた修繕について積極的に働きかけ犯罪の発生しにくい環境づくりに努める。

(3) 道路・公園等の安全対策

公園、通学路など、暗く見通しの悪い場所はないか、危険な箇所はないか、犯罪防止の観点から点検して安全を確保する。

①集落等が設置している防犯灯について、増設への支援及び効果的な配置などの適切なアドバイスを行う。

②公共的な公衆トイレを清潔に保ち夜間は周辺を明るくするなど、環境整備に努める。

③ひったくりなどの犯罪を未然に防止し、歩行の安全を確保するためにガードレール、歩道さく、植栽などにより歩道と車道とを分離するよう努める。

④街路樹や公園の樹木を剪定することにも、街路灯・照明灯を設置することにより、道路や公園の見通しを確保し、犯罪の発生しにくい環境に努める。

(4) 公共施設の安全点検

小中学校をはじめとする公共施設について、犯罪防止の観点から点検を行い、安全の確保に努める。併せて施設管理面からも安全性の向上に努める。

①小中学校をはじめとする公共施設について、犯罪防止の観点から点検を行

い安全の確保に努める。併せて施設管理面からも安全性の向上に努める。

また、犯罪性の高い道路等の環境整備を図るとともに、公園、通学路など、暗く見通しの悪い場所はないか、危険な箇所はないか、犯罪防止の観点から点検して安全を確保する。

②市内小中学校にあつては防犯対策に考慮した設備の改修に努め、学校の安全を確保する。

③公共施設については、随時防犯に関する安全点検を実施し、犯罪発生時の対策についてマニュアル化するなど、市民の安全確保に努めるとともに、犯罪の未然防止、危険回避、拡大の防止を図る。

④幼稚園、保育園、児童館、放課後児童クラブにおいては、出入口を施錠するよう心がけ、可能な限り玄関脇にインターホンを設置するか、事務室を見通しのきく場所に配置するなどして、不審者の侵入を未然に防ぐよう指導する。

⑤通報装置が設置されている施設にあつては、定期的に訓練を実施し、職員に通報装置システムを熟知させ、突発的な事態に適切に対応できるよう徹底する。

ソフト面の対策

犯罪を防ぐには、一人ひとりの防犯意識の向上と地域あげての取組が不可欠である。また、コミュニティ活動を生かした運動の展開により防犯に対する地域力の向上を図る。

(1) 防犯意識の向上

①高齢者、障害者に対する防犯対策の推進

高齢者や障害者を犯罪から守るために、地域の支援者の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の向上を図る。

○「見守りネットワーク」を活用して

の防犯に関する情報提供や助言

○在宅介護支援センターによる、一人暮らし高齢者に対する相談の実施

○訪問ふれあい員による高齢者に対する防犯に関する情報提供や助言

○「電話相談事業」により高齢者に対する防犯に関する情報提供や助言

○訓練等施設職員や障害者相談員による障害者に対する防犯情報の提供や助言

②女性に対する暴力の防止対策の推進

性犯罪、買春、夫・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性の基本的人権を侵害し自由を制約する暴力について

て、防止のための正しい認識の普及・啓発を行い、意識の向上を図る。

○女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

○被害女性の救済のため、相談体制の整備と関係機関との連携

③防犯講習会の促進

防犯に関する出前講座の開催を、集落や老人クラブなど地域の団体に促すとともに、警察と連携しながら、防犯意識向上に向けた「防犯講習会」を実施する。

④放置自転車防止の指導や啓発に努めるとともに、短時間の買物などの駐輪について、商業者と連携した対策を検討する。

(2) コミュニティー活動の推進

①「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防犯意識を、実践例を示すなどして醸成し、地域の防犯力を高め、犯罪を未然に防ぎ安全で安心できるまちの実現を図る。

②市民活動活性化の啓発事業において、「安全・安心まちづくり」をテーマとした実践例を市民に紹介し、安全・安心まちづくりに向けた活動の輪を広げる。

③挨拶運動などのコミュニティ活動の促進を図り、地域の防犯力を高め、犯罪を未然に防ぎ、安全な地域社会を形成する。

(3) 青少年を取り巻く環境づくり

①家庭、学校、地域の連携を強化し、地域の環境浄化活動に取り組みとともに大人自身が青少年の規範となるような行動を示すなど、青少年の健全な育成を図る。

②青少年団体の指導者や育成者などの地域での人材育成を支援するとともに、相談機能の充実や活動情報の提供に努める。

③青少年が余暇時間を自由に過ごせる「居場所」を地域の協力を得ながら確保し、青少年の健全育成に努める。

(4) 学校等における安全対策

①学校と子どもの安全対策等について、学校、市、地域団体等が協議する場を設け、子どもを取り巻く環境の安全を図る。

②教師や学校関係者に対する、防犯講習会（「杖術やさす股など」）を実施することで、安全管理の徹底に努める。

③保護者や市民の参加の下、警察と連携してセーフティー教室を計画的に小・中学校全校で開催し、家庭・学校・地域の連携による犯罪防止教育を推進し、児童・生徒の健全育成を図る。

④児童・生徒に対し防犯ブザーを配布するとともに、緊急時の対処方法についての徹底を図り、犯罪の未然防止に努める。

⑤学校（児童・生徒）、PTA、地域関係者が一体となり、児童・生徒の目線

に立った通学路を中心とした安全マップを作成する。

⑥児童・生徒を狙った犯罪が発生しやすい環境を調査してマニュアルを作り、市民に配布する。

⑦児童クラブをはじめとする公共施設を児童・生徒の緊急時の駆け込み先と位置付け、学校と連携して児童・生徒の安全を確保する。

⑧PTAや学校安全ボランティア等による児童・生徒の登下校時に合わせたパトロール活動を推進し、通学路の安全を確保する。

(5) 防犯パトロールの強化

①集落・校区、防犯協会、PTAなど、各種団体が自主的に活動を進めているパトロールをより効果的に調整するとともに、防犯情報の提供や用具を支給するなどして、パトロール実施団体の拡大を図り、犯罪が発生しにくい環境づくりを促進する。

②日常業務でまちに出る職員が、本来業務に加えて、不審者や不法投棄などの発見に努め、まちの安全を図る。

③商店街内のパトロール（地域町内との連携）や防犯対策運動及び犯罪に関する緊急時の各店舗の対応について、各商店街へ依頼する。

④パトロールカーにより、犯罪発生多発地区などにおけるパトロールや広報啓発活動を実施し、まちの安全を図るとともに、防犯意識の向上を図る。

⑤青少年の溜まり場となるような、苦情が多い公園にあつては、人通りが少なくなる夜間帯を中心にパトロールに努めるとともに、公園を利用している地域の方々にもパトロールの協力を求めるなど、公園の適正な管理に努める。

(6) 防犯情報の提供

①ファクスやメールにより、地域団体等との情報ネットワークを活用して、迅速でタイムリーな情報提供を継続するとともに、携帯電話を利用した情報提供方法について検討する。

②広報、ホームページなどにより、市

民に犯罪・防犯情報を積極的に提供し、防犯意識の高揚を図る。

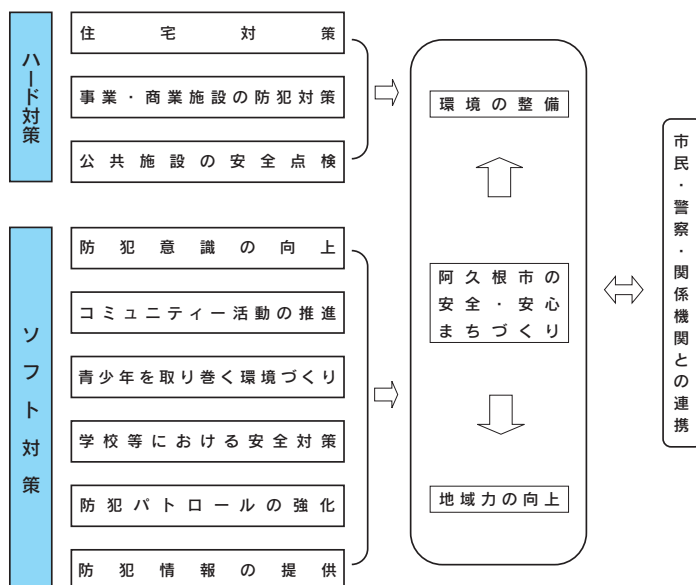
③緊急に市内全域に広報すべき情報や生命に係わる事案について、防災行政無線の活用を図り、市民の安全確保に努める。

(7) その他

地域安全を活動分野にしているNPO団体との連携を強化し、協働して防犯活動を展開する。

※問い合わせ先 総務課行政係
☎（73）1211（内線1212）

安全対策の体系



平成17年第4回市議会定例会

一般会計予算102億5千7百91万円へ

平成17年第4回市議会定例会が12月26日から1月30日までの36日間の日程で開催されました。

今議会では、一般会計補正予算および阿久根大島公園の指定管理者の指定、阿久根市手数料条例の一部を改正する条例など、上程された議案21件が原案どおり可決されました。

一般会計補正予算では、B & G 体育館アスベスト除去に伴う工事請負費や

南九州西回り自動車道「阿久根く出水」間建設促進協力会負担金など、第7号および第8号あわせ、歳入歳出ともに1億5百88万円増額され、102億5千7百91万円となりました。

また、報告7件が原案承認、平成16年度決算6件が原案認定されたほか、違法伐採問題への対応強化を求める陳情書が採択され、同意見書が原案可決されました。

給水負担金が統一されます

住宅建設などで給水装置を新設する場合には、給水負担金をお支払いいただいています。

この給水負担金は、多田、大林地区（折口ニュータウン、赤瀬川の一部の地域を含む）においては、企業債の償還等の関係で一般地域より割高でしたが、給水条例の一部が改正されましたことにより平成18年4月1日から一般地域と同額になります。

メーター 口径	一般地域	(注1)無水源地域簡易水道 から給水を受ける地域 (平成18年3月31日まで適用)
13mm	40,000円	100,000円
20mm	80,000円	130,000円
25mm	160,000円	200,000円
40mm	450,000円	450,000円
50mm	900,000円	900,000円
75mm	2,200,000円	2,200,000円
100mm	3,000,000円	3,000,000円

※給水負担金には、消費税相当額5%が加算されます。

(注1) 無水源地域簡易水道から給水を受ける地域とは、大林、多田地区、折口ニュータウンおよび赤瀬川の一部の地域です。

※問い合わせ先
水道課 ☎72-0312

阿久根市『国勢調査人口』速報をお知らせします

平成17年10月1日現在で実施された国勢調査へのご協力、誠にありがとうございました。

調査結果の概数値は次のとおりです。(最終確定値は変わることがあります。)

なお、国勢調査人口は、住民基本台帳人口とは異なり阿久根市内で実際に生活していることを基本にしています。

平成17年10月 国勢調査	平成12年10月 国勢調査	増 減
人 口 25,074人	人 口 26,270人	-1,196人
(男) 11,532人	(男) 12,102人	- 570人
(女) 13,542人	(女) 14,168人	- 626人
世帯数 10,179戸	世帯数 10,285戸	- 106戸

※問い合わせ先
企画調整課統計調査係 ☎73-1211 (内線1217)

市施設における吹付けアスベストの含有調査結果について

市では、市有施設の吹付けアスベストの含有調査を実施しました。これまでの市の調査で、吹付け材が使用されている施設として、市役所、保健センター、働く婦人の家、折多排水機場、阿久根中体育館、大川中体育館、阿久根小体育館、折多小体育館、B & G 海洋センター体育館の9箇所が確認されていました。

明しました。他の施設については、吹付けアスベストは使用されていないことが分かりました。

市では早速、B & G 海洋センター体育館の吹付けアスベストを取除く工事に着手しました。

なお、取除く工事につきましては、周辺への影響がないように行います。

この度、専門調査機関の調査の結果、B & G 海洋センター体育館の機械室および器具倉庫にアスベストの含有が判

※問い合わせ
総務課職員係
☎(73) 1211 (1215)

平成18年4月1日から

障害者自立支援法が施行されます

障害者自立支援法が施行されるに伴い、障害福祉サービスおよび公費負担医療制度が変わりますのでお知らせします。

■見直しのポイント1

三障害（身体・知的・精神）ごとに異なっていた福祉サービスが統合されます。また、これまで支援費制度の対象とならなかった精神障害者の方も新制度の対象となります。公費負担医療（更生医療、育成医療、精神通院公費）が、三障害共通の自立支援医療制度になります。

■見直しのポイント2

支援の必要度に関わる障害程度区分を認定する審査会が市町村に設置され、福祉サービスが公平に利用できるよう支給決定手続きや基準が明確化されます。

■見直しのポイント3

福祉サービス等を利用した場合、食費等の実費も含め、利用したサービス

量や所得に応じて低所得の方に配慮した上で、利用者に公平に負担いただく仕組みになります。

利用者の負担や手続きは…（Q&A）

■障害福祉サービスについて

Q どのように負担が変わるのですか

A 平成18年4月から、利用したサービス量に応じて、サービス利用費の原則1割を利用者に負担していただくこととなります。また、施設に入所されている方の食費・光熱水費、通所されている方の食費の実費が利用者負担となります。収入が少ない方については、所得段階に応じた月額負担上限の制

度や一定の資産を持たない利用者に減免措置などが設けられます。（詳しくは表1参照）

施設に入所されている方の医療費は、障害の種類に関わらず、医療保険の自己負担額が、利用者の負担になります。なお、医療保険の自己負担額については、「重度心身障害者医療費助成制度*」による助成が受けられる場合があります。

Q

現在、福祉サービスを受けていますが、利用者負担が変わること何か手続きは必要ですか

A

現在、サービスを受けている方でも、平成18年4月以降に引き続きサービスを受ける方は、所得の認定などについて、改めて市町村で手続きをしていただき、新しい受給者証を受ける必要があります。また、新しい受給者証を受けた後、サービス事業者等とサービス利用に関する契約をしていた、必要があるあります。

ただし、障害児の措置施設については、平成18年10月から新しい制度になりますので、それまでに手続きを行うことが必要になります。

利用者負担の上限額（表1）

所得に応じて四つの区分に分けられ、それぞれに負担の上限額が決められています。

区 分	対 象 と な る 人	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯の人	0 円（自己負担なし）
低所得 1	住民税非課税世帯で障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	1 5, 0 0 0 円
低所得 2	住民税非課税世帯で低所得 1 に該当しない人	2 4, 6 0 0 円
一 般	住民税課税世帯の人	3 7, 2 0 0 円

◎同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合などでも、合算した額がこの上限額を超えた分は高額障害福祉サービス費が支給され、負担が重くならないように配慮されています。

◎資産が一定以下の人は、個別の減免や社会福祉法人の利用者負担の軽減があります。

Q 支給決定の手続きも変わるので
すか

A 平成18年4月から9月までの間に市町村に認定審査会が設置され、新しい支給決定制度が始まります。平成18年10月以降のサービスを利用される場合には医師の意見書が必要となる場合があります。新しい支給決定制度の開始時期は市町村ごと、利用される施設ごとに異なります。

なお、詳しい手続きは今後、国が決めていくことになっています。

■公費負担医療制度（自立支援医療）について

A Q どのように負担が変わるのですか

A 平成18年4月から、公費負担医療（更生医療、育成医療、精神通院公費）の医療費の原則1割を利用者に負担していただくこととなります。また、入院されている方の食費（標準負担額）は利用者の負担になります。

収入が少ない方については、所得段階に応じた月額負担上限の制度など、負担軽減措置が設けられます。（詳しくは表2参照）

なお、医療保険の自己負担額については、「重度心身障害者医療費助成制度*」による助成が受け

られる場合があります。

Q 現在、公費負担医療（更生医療、育成医療、精神通院公費）を受けているけれど、事前に手続きは必要ですか

A 現在、公費負担医療を受けている方でも、平成18年4月以降に引き続き受給するためには手続きが必要です。

更生医療を受けている方へ
1月に個別通知いたしました。まだ手続きされていない方は市役所まで申請をお願いします。

精神通院公費を受けている方へ
1月から3月の病院を受診した際にかかりつけの病院で申請を受け付けています。必要書類が足りない方は後日市役所から連絡いたします。

育成医療を受けている方へ
保健所から個別に通知があります。保健所に申請をお願いします。

***重度心身障害者医療費助成制度**

重度の障害をお持ちの方に医療費を助成する「重度心身障害者医療費助成制度」を設けています。

対象者は、次の①から③のいずれかに該当する方で、病気や負傷の治療等を受けた場合に、国民健康保険、健康保険等による保険給付に伴う患者負担分が助成されます。

- ① 1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている人
- ② A1、A2の療育手帳の交付を受けている人
- ③ 3級の身体障害者手帳の交付を受けている人で、B1の療育手帳の交付を受けている人

***補装具と日常生活用具**
これまで、所得税額に応じた応能負担で給付されてきた補装具と日常生活用具が変更になります。

補装具にかかる費用は、平成18年10月から原則1割を自己負担することになります。平成18年9月まで、市町村民税非課税世帯（今まで自己負担額0円の世帯）のみ1,100円負担していただくことになります。

※問い合わせ先
生きがい対策課福祉係
☎（73）1211
（内線1436）



更生医療、育成医療、精神通院医療を受けている人の医療費の負担上限額（表2）

区 分	対象となる世帯（同じ医療保険に加入している家族を世帯とします）	上限額（月額）
生 活 保 護	生活保護世帯	0円・自己負担なし
低 所 得 1	住民税非課税世帯で障害者の年収が80万円以下	2,500円
低 所 得 2	住民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間的な所得	住民税課税世帯で住民税額（所得割）が20万円未満	医療保険の自己負担限度額と同額
所得の低い人以外でも、継続的に相当額の医療費負担が発生する場合には、上限額が決められています。 例えば…… ●統合失調症や躁うつ病・うつ病などの人 ●腎臓機能障害や小腸機能障害などの人 ●医療保険の多数該当者		
対象となる世帯		上限額（月額）
住民税額（所得割）が2万円未満		5,000円
住民税額（所得割）が2万円以上20万円未満		10,000円
住民税額（所得割）が20万円以上		20,000円
一定所得以上	住民税課税世帯で住民税額（所得割）が20万円以上	自立支援医療費支給の対象外

- 支給を受けるには市区町村・都道府県への申請が必要です。
- 18歳未満の人の育成医療については窓口での支払いが急に多くならないよう経過措置があります。

平成18年4月から働く婦人の家から働く女性の家へ 名称変更し・使用料が有料となります！

◇ 各部屋の使用料 ◇

区 分	使用料(1時間につき)
講習室 1	230円
講習室 2	290円
講習室 3	230円
講習室 4	290円
料理実習室	590円
軽運動室	350円
大会議室	490円

(注) 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間も含むものとします。

※ 施設を利用される方に、施設に係る光熱水費の一部を住民相互間の負担の公平を図ることを目的に使用料を負担していただきます。

※ 「婦人」の「婦」という漢字はほうきを持つ女性を意味しており、女性の社会的存在を家庭内に止める古い女性観に基づくものといわれ、「婦人」に対応する男性を表す言葉がないことから、国に置いても法令等の「婦人」を「女性」に置き換える用語の整理が行われています。



4月からも働く女性の家をどうぞご利用ください！

働く女性の家は、主に働く女性が講座やスポーツ、レクリエーションなどのグループ活動を通じ福祉増進を図る総合的福祉施設です。

働く女性の家では

- ① 一般教養及び職業生活並びに家庭生活に関する講習会、講座等を開催します。
- ② 職業生活や家庭生活に関する相談を受けます。
- ③ グループ活動、クラブ活動及びレクリエーション活動等余暇の活用のための利用が出来ます。(※現在46グループが登録し活動しています。)

利用できる方……本市に住所または勤務先を有する働く女性等

開館時間………平日 午前9時から午後9時

土曜日 午前9時から午後5時

休館日………日曜日、国民の祝日、年末年始(12月28日から1月4日)

〔問い合わせ先〕

働く女性の家 阿久根市鶴見町166番地 ☎ 73-3769

*保健センター(1F)と併設、働く女性の家(2F・3F)

企画調整課 企画係

☎ 73-1211 (内線1216) fax 72-2029

メールアドレス kikaku@city.akune.kagoshima.jp

※平成18年3月末までは働く婦人の家です。

みんなのアルバム

楽しい話題などをお知らせください。
秘書広報係 ☎ 73-1211 (内線1214)

元日に校区の史跡を巡る

— 大川校区ウォーキング大会 —



1月1日、大川地区で校区内の史跡を巡るウォーキング大会が開催されました。

これは、校区民の親睦を図るとともに、校区内の雪溪和尚の墓や石塔群などの史跡を巡り、ふるさとの良さを再発見しようという行われたものです。参加した小学生は「身近に貴重な史跡があることがわかり、楽しかったです」と話していました。

今こそ必要 男女共同参画

— あくね男女共同参画講演会2006 —

1月14日、「あくね男女共同参画講演会2006」が、熊本大学教育学部古賀倫嗣教授を講師に迎え、グランビュールあくねで開催されました。

古賀教授は「社会問題となっている少子化を緩和するためには、男女共同参画の仕組みが必要です。男女共同参画の実現のためには、男女がともに良きパートナーとして知恵を出し合い行動することが大切です」と講演されました。



郷土を題材にカルタ大会

— 尾崎小ジャンボカルタ大会 —



郷土の名所や特産品を題材にした郷土カルタ大会が1月25日、尾崎小学校でありました。児童たちは、読み手が読み終わらないうちに、体育館いっぱいに広げられたカルタから目当てのカルタをすべり込んで取り、保護者らから大きな拍手を浴びていました。

伝統の立志式遠行

— 鶴川内中2年生 —



1月28日、鶴川内中2年生13名と保護者、教員ら約20名が立志式を記念し、尾原山村開発センター(尾原区)から藤川天神(薩摩川内市東郷町)まで往復17キロの遠行に挑戦。途中、急な登り坂など難所もありましたが、参加者は見事完歩しました。

社会奉仕と国際理解に貢献

— 鶴翔高校インターアクトクラブ —



1月23日、ABCパレスで鶴翔高校インターアクトクラブの認証伝達式が行われました。生徒たちは阿久根ロータリークラブの会員らを前に、地域とのつながりを大切に、社会奉仕と国際理解に貢献していく決意を新たにしていました。

少年サッカー九州大会 準優勝

— ポルトス阿久根F.C.U12 —



本市のポルトス阿久根FCは、1月21日・22日、福岡県で開催された『JA全農杯チビリンピック2006小学生8人制サッカーin九州』に鹿児島県代表として出場。決勝では大分県代表の大分トリニータJrに1-2で惜敗したものの、見事準優勝に輝きました。

お知らせ INFORMATION

小規模企業共済制度加入促進強化月間（2月15日～3月15日）のお知らせ

小規模企業共済制度とは、小規模企業の個人事業主または会社等の役員が事業をやめられたり、退職された場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金を準備しておく国の共済制度で、掛金・共済金に対する税制面での優遇措置や掛金総額に応じて各種貸付けが受けられます。なお、詳しくは問い合わせください。

※問い合わせ先

県庁商工政策課
☎ 099（286）2935

放送大学からのお知らせ

放送大学では、平成18年度の学生を募集しています。なお、詳しくは問い合わせください。

◇出願受付期間 2月28日(火)まで

◇授業開始日 4月1日(土)

※問い合わせ先

放送大学鹿児島学習センター
☎ 099（239）3811

海技免状の更新・失効講習案内

次のとおり海技免状の更新・失効講習会を行います。

◇日時 3月4日(土) 13時～
◇場所 北さつま漁協2階会議室
◇金額（講習料には写真代含む）

①更新講習料 8千5百円

②失効講習料 1万4千5百円

◇持参品

①更新または失効の海技免状

②本籍地記載の住民票

※問い合わせ先

北さつま漁協管理部
☎（72）1511

出水共同高等職業訓練校では訓練生を募集しています

出水共同高等職業訓練校では、平成18年度訓練生を募集しています。なお、詳しくは問い合わせください。

◇募集期間 3月10日(金)まで

◇募集過程 木造建築科、造園科

※問い合わせ先

出水共同高等職業訓練校
☎（84）2451

自衛官を募集しています

次のとおり予備自衛官補を募集しています。なお、詳しくは問い合わせください。

◇資格 18歳以上34歳未満

◇受付期間 4月8日(土)まで

※問い合わせ先

自衛隊鹿児島地方連絡部
☎ 0996（22）2401

相談 CONSULTATION

消費者トラブル110番について

消費者被害（架空請求、悪徳商法、ヤミ金融など）について、県司法書士会の会員が、無料相談をお受けします。（要予約）

◇日時 2月26日(日) 10時～17時

◇場所 薩摩川内市中央公民館

※予約・問い合わせ先

鹿児島県司法書士会
☎ 099（256）0335

移動年金相談について

国民年金や厚生年金、船員保険等の年金制度全般に関する相談をお受けします。

相談の際は、年金手帳や相談に関する書類等をご持参ください。

◇日時 3月9日(木) 10時～15時

◇場所 阿久根市役所 2階会議室

※問い合わせ先

市民環境課国民年金係
☎（73）1211（1423）

女性のための無料相談について

女性のこころや身体・子育てに関する問題（*ドメスティック・バイオレンス等の問題も含みます。）などを専門の女性相談員があなたと共に考えます。（秘密厳守、要予約）

◇日時 3月14日(火)
◇場所 働く婦人の家
◇申し込み方法

3月7日(火)までに予約が必要です。で、働く婦人の家または企画調整課へお電話ください。

*ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者やパートナーから受ける暴力のことです。

※問い合わせ先

働く婦人の家

☎（73）3769

企画調整課企画係

☎（73）1211（内線1216）

交通事故相談について

◇相談日 3月15日(水)

◇時間 9時30分～15時30分

◇場所 市役所1階市民相談室

※問い合わせ先

総務課行政係
☎（73）1211（内線1212）

心配いと相談について

相談は無料で、弁護士、司法書士等が予約の上、相談をお受けします。

◇相談日 3月15日(水)

◇時間 13時30分～16時30分

◇場所 市民会館1階

※予約および問い合わせ先

阿久根市社会福祉協議会
☎（72）3778

催し物情報

●映画「男たちの大和/YAMATO」上映会

上映日：2月19日(日)

場 所：市民会館

時 間：①11：00～②14：30～③18：30～

入場料：大人1,800円、大高生1,500円

シニア（60歳以上）1,000円

小中学生1,000円

*前売券（1,300円）は、市民会館で販売しています。

※問い合わせ先

生涯学習課 ☎72-1051

●県下一周市郡対抗駅伝競走大会への協力 とご理解について

県内12地区の選手が2月18日に鹿児島市役所前をスタートし5日間にわたり健脚を競います。

選手は、大会2日目（19日）に郷土入りします。南さつま市役所前を午前9時にスタートし、第8中継所の阿久根市役所前を午後2時前後に選手が通過する予定です。

大会3日目（20日）は、野田町役場前を午前9時にスタートし、第1中継所山村開発センター（田代尾原区）を午前9時30分頃に選手が通過する予定です。

市民の皆様には、選手へ温かいご声援をお願いします。また、車などで通行される際は十分注意してください。

●子育て講演会のお知らせ

と き 2月25日(土) 19時～

ところ 西目地区構造改善センター

講 師 たぬき さん（女優）

*託児あり

※問い合わせ先

生きがい対策課児童対策係

☎（73）1211（内線1433）

●自然体験 「西の高突山に登ろう」

阿久根市山好会では、本市の最高峰「西の高突山（標高600m）」登山を3月5日(日)に行います。参加者を先着50名募集しています。

コースは、本之牟礼小学校跡地から西の高突山を往復する行程で、歩行時間は約4時間30分となります。

【日 程】8時 阿久根市役所駐車場 集合

9時 本之牟礼小学校跡地 出発

【参加料】500円（保険代）高校生以下無料

*雨具と昼食を持参してください。

※問い合わせ・申込先 阿久根山好会

花木 ☎090-3197-5584

谷口 ☎090-2719-2537

「市の花」を募集します

豊かな自然を生かしながら、花に囲まれた街づくりを推進するため、市では『市の花の制定』を考えています。

そこで、市民の皆様により市花にふさわしい花を募集いたします。候補例を掲載していますが、これら以外の花でも結構ですので阿久根市にふさわしい花を推薦してください。

【候補例】

コスモス、つわぶきの花、あじさい、サルビア

リビングストンデージー、ガザニア、せんいちこう

パンジー、ひまわり、わびすけ（椿）、さつまのぎく

【応募要領】

▷一人又は団体での応募も可（連絡先を書いてください）

▷花は1種類でも四季折々の花など複数の花でも可

▷市花に推薦する理由を書いてください。

▷応募は葉書、手紙、メール、FAXで次まで。

・葉書・手紙：〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地

・FAX：0996-72-2029

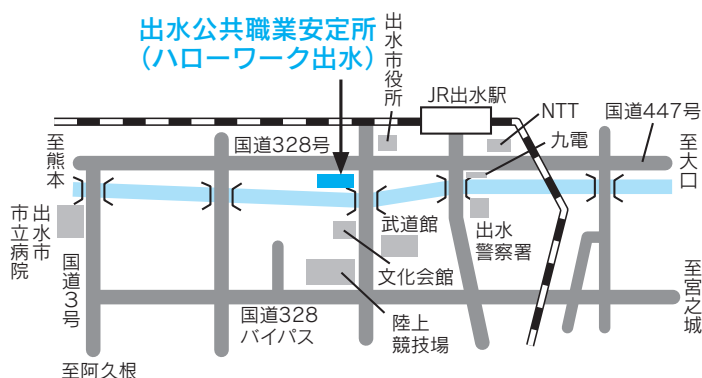
・メール：info@city.akune.kagoshima.jp

・宛先：「阿久根市 総務課 職員係（市の花）宛」

※問い合わせ先 総務課職員係 ☎73-1211（内線1215）

公共職業安定所が統合されます

出水公共職業安定所阿久根出張所（ハローワーク阿久根）は、3月31日(金)に出水公共職業安定所（ハローワーク出水）に統合されます。



※問い合わせ先

・出水公共職業安定所阿久根出張所 ☎73-3400

・出水公共職業安定所 ☎62-0685

市民健康講座について

あなたのこころは健康ですか？
 ストレスの多い現代社会の中で、“こころの風邪”と呼ばれるうつ病も多くなってきています。
 からだもこころも健康で、充実した毎日を過ごせるように、『こころの健康』について考えてみませんか。どなたでも参加できますので、お気軽にご参加ください。

▷講演 『こころの健康について』
 ▷講師 出水保健所長 中俣 和幸 氏

▷期日 平成18年3月4日(土)
 ▷時間 13:30～15:00
 (受付は、13:00から)
 ▷場所 保健センター



※問い合わせ先
 健康増進課 保健予防係
 ☎73-1211 (内線1431・1432)

阿久根市民病院健康教室

●テーマ 「減塩食について(調理実習)」
 ●日 時 3月15日(水) 14時～15時
 ●場 所 阿久根市民病院4階大ホール

※申し込み・問い合わせ先

阿久根市民病院地域医療連携室 ☎73-1368

休日在宅医

2月19日
 山下ひふ科 ☎750005 段
 黒木胃腸科外科医院 ☎750200 下村
 徳森歯科医院 ☎673608 出水市米ノ津

2月26日
 喜多医院 ☎720038 大丸
 脇本歯科医院 ☎750026 下村

3月5日
 門松医院 ☎646100 大丸
 上野歯科医院 ☎632306 出水市五万石町

3月12日
 山田クリニック ☎720420 町
 橋口歯科医院 ☎632330 出水市中央町

愛の献血にご協力を！

次のとおり集団献血を行います。皆様のご協力をお願いいたします。

場 所	日 時	
阿久根市役所正面玄関前	2月21日（火）	9:30～16:30
Aコープ三笠店 駐車場		9:30～11:30
		12:30～16:30

※問い合わせ先
 健康増進課保健予防係 ☎73-1211 (1431・1432)

保健センター情報

平成17年度
 生活習慣病予防週間のスローガン
 「内臓脂肪
 減らして防ぐ 生活習慣病」

●乳幼児健診・育児相談・BCG接種

3・4か月児

3か月児健診・BCG接種
 (受付時間) 12:45～13:00
 3月15日(水) ・H17年11月8日
 ～11月30日生まれ
 [持ってくるもの] 問診票(3か月児健診)、
 予診票(BCG:青色)、
 母子健康手帳

6か月児

6か月児育児相談
 (受付時間) 13:00～13:15
 3月10日(金) ・H17年8月生まれ
 ・育児に関する相談がある方
 [持ってくるもの] 問診票、母子健康手帳

11か月児

遊びの教室 ～すくすく相談～
 (受付時間) 9:45～10:00
 3月2日(木) ・H17年3月生まれ
 ・育児に関する相談がある方
 3月22日(水) ・H17年4月生まれ
 ・育児に関する相談がある方
 [持ってくるもの] 問診票、母子健康手帳、
 歯ブラシ

1歳6か月児

1歳6か月児健診
 (受付時間) 13:00～13:15
 3月23日(木) ・H16年8月生まれ
 [持ってくるもの] 問診票、母子健康手帳、歯
 ブラシ、コップ、タオル

2歳児

今月の行事予定はありません

2歳6か月児

2歳6か月児歯科健診
 (受付時間) 13:00～13:15
 3月9日(木) ・H15年6月～7月生まれ
 [持ってくるもの] 問診票、母子健康手帳、歯
 ブラシ、コップ、タオル

3歳児

3歳児健診
 (受付時間) 13:00～13:15
 3月16日(木) ・H14年9月生まれ
 [持ってくるもの] 問診票、母子健康手帳、歯
 ブラシ、コップ、タオル

●むし歯予防教室(フッ素塗布)

(受付時間) 15:00～15:15
 3月2日(木) (受付時間) 9:00～9:15
 3月10日(金) (受付時間) 15:00～15:15
 3月22日(水) (受付時間) 9:00～9:15
 ・1月1日以降に歯科健診を受けた方
 [持ってくるもの] 母子健康手帳、歯ブラ
 シ、コップ、タオル

料金: 800円

問い合わせ先 健康増進課保健予防係
 ☎73-1211 (内線1431・1432)

●予 防 接 種

☆重要なお知らせ!!
 予防接種法施行令の一部を改正する政令により、平成18年4月1日から2歳以上のの方は『麻しん』及び『風しん』の予防接種が任意接種(有料)になります。
 満1歳以上のお子様で、まだ『麻しん』及び『風しん』の予防接種が終わっていない方は、早めに予防接種を受けましょう。

●健康相談

保健師が皆様の健康に関するご相談をお受けします。生活習慣や食生活改善・健診結果・子育てのことなど、からだやこころに関することをお気軽にご相談ください。健康手帳をお持ちの方は、持参してください。
 会場: 保健センター
 2月28日(火) 9:00～10:00

●ワンちゃんのひきとり

動物を飼う場合は、終生飼養が原則ですが、どうしても飼えなくなった犬やねこに限り県で引取りを行っています。
 会場: 保健センター

3月7日(火) 10:00～10:30
 3月22日(水)

※印鑑を持参してください。
 ●飼いがいなくなったら、すぐに問い合わせを!!
 ●犬はつないで飼いましょう!
 ●散歩中の犬のフンは持ち帰りましょう!

放課後児童クラブの 利用申込みについて

平成18年度の放課後児童クラブ利用の申込みを次のとおり受け付けます。

利用対象は、保護者等が仕事などにより昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね1年～3年生の児童で、継続利用についても新たな申込みが必要です。

なお、申込用紙は、生きがい対策課および各児童クラブ、各小学校で配布しています。

【実施クラブ】

- ・ 脇本児童クラブ
- ・ 阿久根児童クラブ
- ・ 鶴川内児童クラブ
- ・ 大川児童クラブ
- ・ 山下児童クラブ
- ・ 折多児童クラブ
- ・ 学童クラブガッツ
- * 学童クラブガッツは、出水養護学校へ通学の児童・生徒が対象となります。

【受付開始】 2月28日(月)～3月10日(金)

【受付場所】 生きがい対策課・各児童クラブ

※問い合わせ先

生きがい対策課 児童対策係

☎73-1211 (内線 1433)

いきいき健康づくり教室のご案内

高脂血症、糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康寿命を伸ばしていくためには、日々の食生活の改善や適度な運動が必要です。

今回は、糖尿病予防をテーマに料理教室や運動を行う健康教室を開催します。講師は、厚生連健康管理センターから招き、楽しい内容となっております。

日程および内容

	期 日	時 間	内 容
第1回	3月1日(水)	13:30 ～ 15:00	◆ 講 話 『糖尿病を防ぐ食生活』
第2回	3月6日(月)	9:30 ～ 13:00	◆ 講話&調理実習
第3回	3月13日(月)	13:30 ～ 15:30	◆ 講話&運動実技

▷対象者 健診等で血糖値が気になり始めた方、健康づくりに関心のある方など、どなたでも参加できます。

▷場 所 保健センターおよび働く婦人の家

▷費 用 無料 (第2回のみ調理実習材料費500円程度が必要)

▷募 集 2月21日 までに電話でお申込みください。

* 参加には、申込みが必要です(先着40名)。できるだけ続けての参加をお願いします。

※ 申込み・問い合わせ先

健康増進課 保健予防係 ☎73-1211 (内線1432)

地域子育て支援事業 3月 子育てサークル (だれでも親子で参加できます)

子どもの遊び、母親のリフレッシュタイムに、お気軽に支援センターをご利用ください。

☆親子教室 (10:00～12:00)

日/曜	サークル名	場 所	日/曜	サークル名	場 所
1日(水)	こあらサークル	脇本保育園	15日(水)	すわ団地教室	諏訪団地
2日(木)	らっこサークル	みなみ保育園	"	こあらサークル	脇本保育園
7日(火)	どんぐりサークル	鶴川内集会施設	16日(木)	らっこサークル	みなみ保育園
"	いるかサークル	大川児童館	20日(月)	どんぐりサークル	鶴川内集会施設
8日(水)	ひまわりクラブ	保健センター	22日(水)	カンガルーサークル	牧内農村環境改善センター
9日(木)	らっこサークル	みなみ保育園	23日(木)	らっこサークル	みなみ保育園
10日(金)	カンガルーサークル	牧内農村環境改善センター	24日(金)	カンガルーサークル	牧内農村環境改善センター
14日(火)	カンガルーサークル	牧内農村環境改善センター	27日(月)	こぐまサークル	保健センター
"	かもめサークル	鶴川内児童館	28日(火)	かもめサークル	鶴川内児童館
			30日(木)	らっこサークル	みなみ保育園

☆母親クラブ「あゆみ」…脇本保育園 (15:00～17:00)

3月22日(水) お問い合わせは、みなみ保育園まで

☆年齢別教室 (牧内農村環境改善センター)

3月3日(金) ひよこクラブ 0～1歳児教室

3月17日(金) こっこクラブ 2歳以上児教室

お問い合わせは、みどりが丘保育園まで

☆園開放 (お気軽に園に遊びにきてください)

毎週(金) みなみ保育園

毎週(土) みどりが丘保育園 (第3土曜日はお父さんも一緒にどうぞ)

☆参加は、申し込み制になっていますので、下記の支援センターに前日までに申し込みください。

(地域子育て支援センター) ☎73-3457みどりが丘保育園/☎72-3939みなみ保育園



国民年金だより

国民年金保険料の納付案内をしています

国民年金保険料の納め忘れの期間があると、老後に受け取る年金が減額されたり、年金を受けられなくなる場合があります。

また、老後を迎える前に病気やけがで障害の状態になった場合の障害基礎年金や、加入者が亡くなった場合に残された家族が受け取る遺族基礎年金についても受けられなくなる場合があります。

このような皆様の年金権を確保するために、社会保険事務所では、納付期限を過ぎても保険料が納められていない場合に、「電話」や「ご自宅への訪問」により納付の案内を行っています。

○電話での案内

社会保険事務所の職員や社会保険事務局が委託した民間業者から、電話で納付の案内をしています。

○自宅への訪問

社会保険事務所の職員や国民年金推進員がご自宅にお伺いし、国民年金制度の案内や、保険料納付の相談などを行っています。

※問い合わせ先

川内社会保険事務所 ☎0996-22-5276（代表）
市民環境課 国民年金係 ☎73-1211（内線1423）

肥薩おれんじ鉄道友の会 会員更新手続きのお願い

第1回募集会員の皆様（平成17年9月末までに会員になった方）の有効期限は平成18年3月末までとなっていますので、次回もご更新いただき、引き続き肥薩おれんじ鉄道へのご支援をよろしくお願いします。（更新申込書は3月中に送付予定）

なお、新規会員も随時募集しておりますので、よろしくお願いします。

※問い合わせ先

肥薩おれんじ鉄道(株)総務課

☎0965-32-5678

肥薩おれんじ鉄道経営安定 基金についてのお礼

鹿児島県肥薩おれんじ鉄道利用促進協議会では、経営安定を目的として、大規模な災害時等の不測の事態に備え経営安定基金への寄付をお願いしましたところ市内の法人企業の方々から合計で『149社 2,456,000円』の寄付を頂きました。有難うございました。

新刊案内

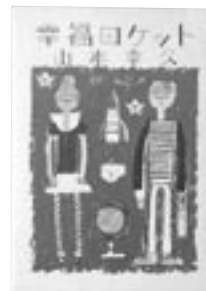
『悲劇週間』

矢作俊彦 著



あのころは20歳だった。詩に情熱を注いでいた頃は、メキシコに旅立った。そこには、未知なる領域、すなわち恋と詩と革命のめくるめく世界がひろがっていた。詩人・堀口大学の青春を綴る。

『幸福ロケット』 山本幸久 著
ふたり、同じ未来を見てた。京成電車で8番目にカワイイ「あたし」と、深夜ラジオ好きでマユゲの太い「こもり」の、可笑しくて切ない初恋未満の物語。



『フエティッシュ』

西沢保彦 著



謎の美少年を1日だけ独占できる「透明人間クラブ」。だが見るだけで決して触れてはならない。孤独と狂気を携えた客達の思惑が入り乱れる中、殺人事件が…。

『陽が開くとき』 東 秀紀 著
幕末に榎本武揚らとともに職方としてオランダに留学し、その後、日本近代化の下支えとなった男・中島兼吉の生涯を通して、近代化の真の意味を問う、書き下ろし歴史小説。



図書館だより

☎72-0607

坂元マセノ氏に紺綬褒章



この度、図書館に寄付をいただいた坂元マセノ氏が紺綬褒章を受賞されました。図書館では、1階に坂元文庫を設置し、今後も大活字本をはじめ、多種多様な本で文庫の充実を図ってゆきます。

ぜひご活用ください。

第2回
中村勝宏シェフの料理教室

現在、中村勝宏シェフを顧問に迎え、食のまちづくりを考えているプロジェクトG.Aですが、昨年2月に開催された料理教室、10月の料理コンテストに続き第2回料理教室を開催いたします。

阿久根のおいしい食材を生かした家庭でも手軽に作れる料理教室にあなたも参加してみませんか？

日時：3月26日(日) 14:00～

場所：働く婦人の家2階調理室

内容：募集定員60名

参加費500円

(当日受付でお支払いください)

*教室は講義形式により家庭で手軽に作れるフランス料理を作っていたいただき、講義終了後その中から数品試食していただきます。

※申込先：プロジェクトG.A事務局
(水産商工観光課)

☎73-1211 (内線1112)

アクネホットライン ☎73-1111 お気軽にお電話を

阿久根短歌会

※送り仮名は歴史的仮名遣いを使用しています。

初曾孫生れて迎ふる初春に末広がり願ひて祝ふ

新町 遠矢 律

冷えこみし朝丘より雪かづく紫尾山仰ぐ冬田の果てに

上野 河南誠一郎

庭の辺は早くれにつつ隣家の二階の窓に映る茜雲

折口 白浜 ノブ

寒強き日々にはあれどまがふなく梅の蕾は膨らみをます

上野 亀澤 笑子

川の面にうつりて一つ星流れ峽のきびしき冬の夜ふかむ

脇本 宮原 範子

それぞれに思ひを馳せて書く賀状無事いのりつつ年暮れてゆく

脇本 渡瀬 栄子

尊敬する老友逝きぬこの師走前に給ひし書じつと見つむる

新町 玉川 慶子

体調の良き日は化粧せよと言ひ子は白粉道具買ひきてくるる

脇本 赤崎 タエ

青く澄む空の片方に朝月の白くかかれり真綿ひく如

琴 平 川畑 スミ

初春の朝光染むるひむがしの空を背にして紫尾の山立つ

折口 別府 義明

人のうごき

2月1日現在

()は前月比

人口

25,641人

(-17人)

男

11,927人

(-10人)

女

13,714人

(-7人)

世帯数

10,855世帯

(±0世帯)

出生 13人

死亡 38人

転入 57人

転出 49人

うぶごえ

※敬称略

出生児

保護者(区名)

落修重

修治(区内)

上野莉々華

浩一(新町)

福浦綾乃

友和(山下馬場)

新戸彩華

文生(湯)

小倉春菜

正昭(上野)

横山亜門

大輔(浜)

おくやみ

※敬称略

死亡者

区名

有田コトエ

智子

中野仲平

高之口 艶子

鳴川ミズ

遠矢 忍

又間エミ

大丸 安田暢子

洲崎利太郎

黒之浜 利成

池尻アツエ

太刀雄

川原フチ子

遠矢 重雄

鯨島和義

(遠矢) しづ子

奥園アイ子

(内田) 章

谷口末弘

(山下馬場) 節子

鶴園スエノ

(尻無上) 辰男

上野マツエ

(陳之尾) 時義

岩切傳哉

(浜) タツ子

大瀬三千年

(天) 一夫

岩下薫

(的) 慶子

富永ノリ

(山下馬場) 三千春

田嶋重夫

(折口東) 誠

辻晃

(古里) キヨ

健やかな成長を

お祈りいたします。

秀平虎太郎

吉崇(浦)

西手愛

國幹(中村)

牧紅凛

正彦(大丸)

有村柊耶

祐樹(段)

飛松殿之介

亮介(牧内)

ごめい福を

お祈りいたします。

寺地ハツノ

(尻無下) 誠

寺地トキノ

(尻無下) 則正

児玉スエ子

(桑原城上) 侑二

濱田フヂ

(波留) 信一

吉村フチ

(飛松) 幸也

新戸重義

(牛之浜) 九州男

生濱スエ子

(遠矢) 利行

川原重雄

(山下馬場) 松岡正教

馬見塚和人

(桐野上) 利治

野畑ヨシキ

(倉津) 弓雄

倉津アイ

(的) 久ノ子

中野護

(桐野下) 憲雄

砂畑春義

(中村) 久子

青木フサエ

(丸) 和憲

有田文子

(尾崎) 貞行

橋本明子

(脇本馬場) ツルエ

川原フジエ

(遠矢) 誠

サークル紹介

『子どもから大人まで楽しくレッスン!』

— バレエスタジオ・ツインズ —



私たち「バレエスタジオ・ツインズ」は、毎週水曜日、鶴川内集会施設で楽しくバレエのレッスンをしています。3歳から入会OK! 年齢、性別、ブランクなど気にせずチャレンジしてみませんか? 皆様のお越しをお待ちしています。



※問い合わせ先

バレエスタジオ・ツインズ 代表 宮牧

☎63-3940

Fresh Smile



(てんびん座・A型 折口東区)

赤崎 ゆかりさん(20)

ただ今青春!

◇趣味は何ですか・・・

音楽鑑賞とお笑いを見ることです。

◇性格を自己分析してください・・・

人見知りしてしまうけど明るい性格です。

◇理想の異性像は・・・

優しくて動物(特に犬)が好きな人です。

◇将来の夢は・・・

養護学校の先生です。

◇最近楽しかったことは・・・

成人式で久しぶりに友達に逢えたことです。

次は、川畑 雄典さん(潟区) あなたの番です。



「ゆえもそかい」元気なほめ口上(倉津区 麦ほめ)

季節の風景



豊漁と航海の安全を願う(えびす祭)

今年、モーツアルト生誕250周年にあたるそうです。モーツアルトの音楽は、胎教に良いとか、リラクゼーション効果があるとか良く言われます。

先日、家族でアミュプラザの観覧車に乗りました。観覧車の中では、モーツアルトの音楽が流れていました。

子どもは、外を見ては大はしやぎ。高い所が大の苦手な私は、終始、足がすくみ、無事に降りることを祈っていました。

私の高所恐怖症は、モーツアルトの調べをもってしても克服できませんでした。(角島)



2月の納税等

◎国民健康保険税9期、介護保険料6期
(納期 2月28日まで)
納期内に納付しましょう。

税目等	2月	3月	4月
市県民税	納め忘れはありませんか		
固定資産税	納め忘れはありませんか		
国保税	9期	10期	
介護保険料	6期		
軽自動車税			1期